

真鶴町社会教育関係団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真鶴町（以下「町」という。）における生涯学習の振興と社会教育関係団体の育成及び支援をするため、真鶴町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が社会教育関係団体を登録することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 社会教育関係団体として登録を受けようとする団体は、次の各号に定める要件の全てを満たしていなければならない。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (2) 団体の組織及び活動のために代表者を置き、規則又は会則を有し、継続的に活動を行っていること。
- (3) おおむね5人以上で構成された団体で、総構成員のうち、その3分の1以上の者が町内に在住又は在勤していること。
- (4) 団体の主たる活動の場所が町内であり、かつ、団体の連絡先が町内にあること。
- (5) 団体の収入及び支出に関し、団体独自の会計を行っていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 営利を目的とする事業又はそれに類する行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体

エ 特定の宗教を支持し、若しくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体

オ その他公序良俗に反する活動を行う団体

(登録の申請)

第3条 社会教育関係団体として登録を受けようとする団体は、真鶴町社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 規則又は会則
- (2) 会員及び役員名簿
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類等

(登録証の交付)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第2条各号に規定する要

件に適合していると認めるときは、真鶴町社会教育関係団体登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付する。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録基準日から3年間とする。ただし、登録基準日以降に登録された団体は、その登録された日から次の登録基準日前日までを有効期間とする。

（登録の更新）

第6条 社会教育関係団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）で、有効期間満了後引き続き登録を受けようとするものは、有効期間の満了の日までに改めて第3条の申請（更新）手続きをとらなければならない。

（変更又は解散の届出）

第7条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに真鶴町社会教育関係団体登録変更届出書（第3号様式）又は真鶴町社会教育関係団体解散届出書（第4号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

- （1） 規則又は会則に変更があったとき。
- （2） 代表者又は役員に変更があったとき。
- （3） 連絡先に変更があったとき。
- （4） 活動を停止したとき又は解散したとき。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1） 第2条に定める要件に適合しなくなったとき。
- （2） 虚偽の申請により登録又は更新を受けたとき。
- （3） 施設の利用に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続等を故意に怠ったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをするときは、真鶴町社会教育関係団体登録取消通知書（第5号様式）により当該登録団体に通知するものとする。

3 教育委員会は、登録団体の活動に関し、必要に応じて報告又は書類の提出を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。